

関係各位 殿

県 土 整 備 部 長
(公 印 省 略)

「総合評価落札方式（工事）の運用の手引き（令和3年度版）」の
当面の運用について（通知）

「総合評価落札方式の運用の手引き（令和3年度版）」について、令和3年度7月1日以降入札公告の工事について、当面下記のとおり定めますので通知いたします。

記

1. 運用の手引き「1-4-2 地域防災への協力体制の有無」について、

(1) 消防団協力事業所に認定されている場合とは、以下のとおりとする。

- ・ 消防団協力事業所表示証を消防庁又は市町村等より交付を受けていてかつ当該工事の開札時点においてその認定が有効（有効期間に注意）であること。

について、※文面からは、別添資料の①+③（又は①+②+③）が必要である旨との解釈が可能であるが、認定が継続された旨と有効期限が記載されている③の添付資料があれば目的に足るため、③の添付があれば1点を加点することとしてください。

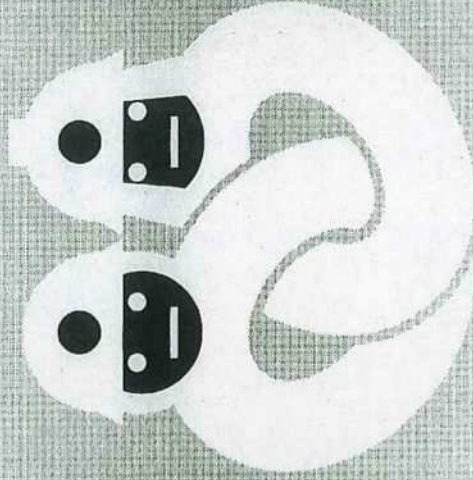
※申請者の負担を軽減するため、当面の間、消防団協力事業所表示証の有効期限がわかる資料のみを添付することで足りることとします。

2. 令和3年6月4日付け青監第210号で監理技術者を補助するために設置を認められている監理技術者補佐については、当面の間、総合評価落札方式において評価しないこととします。

【担当】整備企画課 技術管理グループ 堀木
電話 017-734-9645（県庁内線 6681）

①

消防団協力事業所



弘前市

平成 年 月表示

②



様式第2 (第6条関係)

消防団協力事業所表示証交付書

様

弘前市長 葛西 憲之



弘前市消防団協力事業所表示証制度実施要綱第3条の規定により申請のありました貴事業所について、審査の結果、消防団協力事業所と認定されましたので、表示証を交付します。

記

1 有効期限

平成 年 月

2 交付条件

従業員の消防団活動への配慮に積極的に取り組んでいること。
災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしていること。

2



様式第2 (第6条関係)

消防団協力量事業所表示証交付書

様



弘前市長 葛西 憲之

弘前市消防団協力量事業所表示制度実施要綱第3条の規定により申請のありました貴事業所について、審査の結果、消防団協力量事業所と認定されましたので、表示証を交付します。

記

1 有効期限

平成 年 月

2 交付条件

従業員の消防団活動への配慮に積極的に取り組んでいること
災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしていること

3

様式第2の2 (第9条関係)

消防団協力量事業所継続認定書

様



弘前市長 櫻田 安

弘前市消防団協力量事業所表示制度実施要綱第9条第3項の規定により、貴事業所を消防団協力量事業所として継続認定します。

記

1 有効期限

令和4年6月 日
(再認定年月日：平成 年 月 日)

2 交付条件

● 従業員等が弘前市消防団員として、3人以上入団していること
● 従業員の消防団活動への配慮に積極的に取り組んでいること
● 災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしていること

1-4-2 地域防災への協力体制の有無

評価項目	評価基準	配点
令和元年度以降における地域防災への協力体制の有無	地域内における防災への協力体制の実績あり	1.0点
	上記以外	0.0点

【評価に関する運用事項】

- 1) 令和元年度以降かつ入札に参加しようとする工事の公告日以前における以下の地域防災への協力体制がある場合を対象とする。
- 2) 評価対象となる「地域内」とは、入札説明書で示された地域【例えば、〇〇地域県民局管内、〇〇郡内、〇〇市（町村）内、旧〇〇市（町村）内 等】とする。
- 3) 評価要件は以下のとおりとする。

消防団協力事業所に認定されている場合や消防団に協力することにより、表彰等を受けている場合等の地域防災への協力体制がある場合。

(1) 消防団協力事業所に認定されている場合とは、以下のとおりとする。

・ 消防団協力事業所表示証を消防庁又は市町村等より交付を受けていてかつ当該工事の開札時点においてその認定が有効（有効期間に注意）であること。

(2) 消防団に協力することにより表彰等を受けている場合とは、以下のとおりとする。

・ 令和元年度以降に各市町村や消防本部等より事業所として消防団活動に協力したとして表彰や感謝状を受けていて、かつ消防団活動に協力する体制が競争参加資格確認申請時においても継続中であること。

※下線部の解釈

1) 消防本部等には、消防団長も含む。

2) 消防団活動をしたとして表彰や感謝状を受けてとは、表彰、感謝状の他に消防団活動をしたとして消防団長等が証明する証明書も含む。

3) 消防団活動に協力する体制の例

従業員が消防団活動を行うにあたって休暇等の取得など就業規則等において配慮されているなどをいう。

- 4) 共同企業体（特定の場合のみ）として入札に参加する場合は、構成員のうち1者に該当があれば評価の対象とする。

【技術提案書記入の留意点】（様式-1）

- 1) 消防団協力事業所に認定されている場合は、消防団協力事業所の名称、交付年月日を記載する。消防団に協力することにより表彰等を受けている実績を申請する場合には、消防団協力活動年月日を記載する。

【添付資料】

- ・ 消防団協力事業所に認定されている場合は、下記の1)を添付する。
 - ・ 消防団に協力することにより表彰等を受けている実績を申請する場合は、下記の2)と3)を添付する。
- 1) 消防団協力事業所表示証の写し及び交付年月日がわかる資料。
 - 2) 表彰や感謝状の写し、又は消防団長等が発行する証明書（資料1-2）の写し。
 - 3) 消防団活動に協力する体制が競争参加資格確認申請時においても継続中であることを証明する資料。

○監理技術者の専任義務の緩和について

建設業法の一部改正により、工事現場に監理技術者を専任で設置すべき建設工事について、当該監理技術者を補佐する者（監理技術者補佐）を専任で設置する場合には、当該監理技術者の専任を要しないこととされた。すなわち、監理技術者が兼務できることを認めるものである。なお、兼務できる工事現場の総数は、2件とされている。

2件の工事現場を兼務する場合の監理技術者（下図の「監理技術者A」）を「特例監理技術者」という。

特例監理技術者を設置する場合には、2件の工事現場ごとに監理技術者補佐（下図の「技士補X」及び「技士補Y」）を専任で設置しなければならない。

監理技術者補佐として認められるのは、主任技術者の資格を有する者のうち、1級技士補、1級技士又は監理技術者である。

